

# 令和4年三重県議会定例会

## 予算決算常任委員会 総務地域連携デジタル社会推進分科会

### 提出資料

#### ◎議案事項

- 1 議案第 116 号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第5号）（関係分）について  
（県税収入補正予算について）・・・・・・ 1
- 2 議案第 160 号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を  
改正する条例案について・・・・・・ 2
- 3 議案第 161 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について・・・・・・ 3

#### ◎所管事項

- 1 令和5年度当初予算要求状況（総務部関係分）について・・・・・・ 4

令和4年12月13日  
総 務 部

議案第116号

1 令和4年度三重県一般会計補正予算（第5号）（関係分）について  
（県税収入補正予算について）

令和4年度県税収入については、今回の補正予算において、120億100万円を増額し、補正後の県税収入額は、2,772億7,700万円となっています。

増額の要因は、法人二税（法人県民税・事業税）が、主に令和4年3月期決算法人の業績の好調により99億5,800万円の増額、地方消費税が、原油高に伴う輸入額の増により20億4,300万円の増額、となっています。

（単位：百万円、％）

区分 税目	当初 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (C)	対当初比 (%) (C)/(A)	前年度 決算比 %	主な増減理由
法人県民税	5,343	245	5,588	104.6%	101.5%	主に令和4年3月期決算法人の業績の好調による増
法人事業税	57,432	9,713	67,145	116.9%	114.4%	主に令和4年3月期決算法人の業績の好調による増
地方消費税	69,430	2,043	71,473	102.9%	103.5%	原油高、輸入額の好調
県税計	265,276	12,001	277,277	104.5%	103.5%	
法人二税	62,775	9,958	72,733	115.9%	113.3%	

## 2 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する 条例案について

### 1 改正理由

特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

### 2 改正内容

特別職に属する職員の期末手当について、年間支給割合を100分の330（現行100分の325）に改めます。

改正の対象は、以下のとおりです。

- ① 知事・副知事
- ② 教育長
- ③ 常勤の人事委員会委員（現在、対象者なし）
- ④ 常勤の監査委員
- ⑤ 公営企業管理者

### 3 実施期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用します（一部令和5年4月1日から施行します。）。

### 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について

#### 1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する令和4年10月12日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の給料月額並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

###### ① 地域手当の支給割合の改正

県内に勤務する職員に対する地域手当の支給割合を100分4.7(現行100分の4.6)に改めます。

###### ② 期末・勤勉手当の支給割合の改正

ア 一般職に属する職員の勤勉手当について、年間支給割合を次のとおり改めます。

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員 100分の200 (現行100分の190)

〔再任用職員 100分の95 (現行100分の90)〕

(イ) 特定管理職員(次長級以上) 100分の240 (現行100分の230)

〔再任用職員 100分の115 (現行100分の110)〕

(ウ) 危機管理統括監 100分の205 (現行100分の200)

イ 一般職の任期付研究員及び一般職の任期付職員の期末手当について、年間支給割合を100分の330(現行100分の325)に改めます。

##### (2) 世代間の給与配分を適正化するための給料表の見直し

世代間の給与配分の適正化として、現行の給料表について、令和4年人事院勧告後の国の俸給表構造を基本として一定の水準調整を行った給料表に改定します(若年層を引上げ、中高年齢層を引下げ)。

また、給料表の改定に伴い、新たに受ける給料月額が令和5年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置として令和6年3月31日までの間、その差額を支給します。

#### 3 実施期日

上記2(1)については、公布の日から施行し、①は令和4年4月1日から、②は同年12月1日から適用します(一部令和5年4月1日から施行します。)

上記2(2)については、令和5年4月1日から施行します。

◎所管事項

1 令和5年度当初予算要求状況（総務部関係分）について

1 施策別予算要求状況

(単位:千円)

施策番号	施策名	令和5年度 要求額	令和4年度 当初予算額	増減額
4-2	循環型社会の構築	12,733	12,807	△74
	小計	12,733	12,807	△74
12-1	人権が尊重される社会づくり	3,714	3,714	0
	小計	3,714	3,714	0
行政運営2	県民の皆さんから信頼される県行政の推進	853,279	743,947	109,332
行政運営3	持続可能な財政運営の推進	151,743,714	140,530,565	11,213,149
	小計	152,596,993	141,274,512	11,322,481

行政委員会	民主的かつ公正中立な行政運営	441	327	114
	小計	441	327	114

その他	人件費	6,186,716	7,015,577	△828,861
	公債費（一般会計）	112,104,817	114,650,537	△2,545,720
	公債費（県債管理特別会計）	(150,076,520) 107,176,520	(163,065,841) 112,165,841	(△12,989,321) △4,989,321
	交際費、予備費	50,343	50,343	0
	小計	(268,418,396) 225,518,396	(284,782,298) 233,882,298	(△16,363,902) △8,363,902

合計		(421,032,277) 378,132,277	(426,073,658) 375,173,658	(△5,041,381) 2,958,619
会計別内訳	一般会計	259,289,258	253,819,475	5,469,783
	県債管理特別会計	(161,743,019) 118,843,019	(172,254,183) 121,354,183	(△10,511,164) △2,511,164

(注) ( ) 内は、借換債発行分を含めた額です。

## 2 主な事業

### 行政運営2 県民の皆さんから信頼される県行政の推進

#### 行政改革推進事業

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 4 行政改革推進費)

予算額：(R4) 2,157千円 → (R5) 2,060千円

事業概要：仕事の進め方改革の推進など、引き続き行財政改革の取組を進めるとともに、庁内におけるライフ・ワーク・マネジメントの推進に取り組みます。また、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行するため、内部統制制度を運用します。

#### 人事管理事務費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費)

予算額：(R4) 81,475千円 → (R5) 96,647千円

事業概要：「三重県職員人づくり基本方針」に基づき、自ら考え、未来を切り開くための取組にも積極果敢に挑戦できる人材育成を進めます。また、コンプライアンスの推進に継続的に取り組むことにより、職員のコンプライアンス意識の向上を図ります。さらに、定年引上げ等に伴い人材マネジメントシステムの改修を行います。

#### 文書管理事務費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 3 文書費)

予算額：(R4) 24,277千円 → (R5) 24,225千円

事業概要：三重県公文書等管理条例に基づき、文書の引継ぎ、保存及び廃棄等、文書の適正管理の徹底に取り組みます。また、公印の適正な管理、文書収発の円滑な処理並びに保存文書の整理及び適正管理についての周知や研修を実施します。

#### 職員健康管理運営費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 2 人事管理費)

予算額：(R4) 97,009千円 → (R5) 95,156千円

事業概要：健康診断等の健康管理事業や総合的なメンタルヘルス対策事業などを実施し、職員自らがこころと体の健康づくりに取り組むことができるよう支援します。

### 行政運営 3 持続可能な財政運営の推進

#### 予算調整事務費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 5 予算調整費)

予算額：(R4) 201,212千円 → (R5) 283,829千円

事業概要：予算編成、提出議案の作成等を行うとともに、財務会計・予算編成システムの運用を行います。また、企業会計への元利償還金相当額の繰出しを行います。

#### 電算管理費

(第2款 総務費 第4項 徴税費 2 賦課徴収費)

予算額：(R4) 701,910千円 → (R5) 585,229千円

事業概要：県税事務を効率的かつ適正、迅速に行うための総合税システムの運用を行うとともに、税制改正に対応するための必要な改修を行います。

#### 滞納整理事務費

(第2款 総務費 第4項 徴税費 2 賦課徴収費)

予算額：(R4) 44,801千円 → (R5) 44,849千円

事業概要：滞納件数の大部分を占める自動車税や高額滞納事案等について、機動的に滞納整理を行うとともにインターネット公売も活用することで、収入未済額を縮減し税収の確保を図ります。また、新たに開始した預貯金調査の電子化を推進し、滞納処分のさらなる早期着手を図ります。

#### 県庁舎等維持修繕費

(第2款 総務費 第1項 総務管理費 6 財産管理費)

予算額：(R4) 1,270,964千円 → (R5) 1,377,114千円

事業概要：庁舎や職員公舎等の計画的な維持修繕を行います。

3 新規事業 該当なし

4 事業の見直し 該当なし